

子供たちを性暴力等の加害者、被害者、傍観者にさせないための生命（いのち）の安全教育について、令和8年度の普及展開事業の3次公募開始をお知らせします。全ての児童生徒等が性暴力等に対して適切な行動がとれる力を身に付けることができるよう、全国の学校等で生命（いのち）の安全教育の推進をお願いします。

事 務 連 絡

令和8年8月4日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園担当課 御中
各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

令和8年度「生命（いのち）の安全教育推進事業」（委託事業）の
3次公募について（周知）

平素より文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、令和3年度より、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育推進事業」を実施しています。

本事業では、これまで、教材・指導の手引きや動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、実践事例集の公表や昨年11月には新たに指導例動画の作成・公表を行うなど、「生命（いのち）の安全教育」の普及促進と全国展開を図ってきました。また、令和4年12月には、生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教

育として、「全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施」する旨が明記されたところです。

このように、様々な取組を進めているところですが、性犯罪・性暴力の撲滅に向けては、取組の一層の加速が必要であることから、令和8年度も引き続き全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、別添のとおり普及展開事業を実施し、教育委員会等（※1）が全校実施を目指す取組（※2）の支援を行います。

また、本事業においては、令和7年度に引き続き、各都道府県に設置されているワンストップ支援センターの運営団体についても、委託対象としております。ワンストップ支援センター等と教育委員会や学校等が連携して、センター等からの外部専門人材等の派遣により、教員向け研修などを行っていただき、複数校・園で「生命（いのち）の安全教育」を実施していただきますようお願いいたします。

（※1）都道府県市区町村（首長部局）や都道府県市区町村教育委員会のほか、附属学校を設置する国立大学法人や公立大学法人、私立学校を設置する学校法人等についても、複数校・園で「生命（いのち）の安全教育」を実施するための連携体制を構築して事業を行うことができます。

（※2）都道府県や市区町村等においてモデル地域を設定して取り組むことを想定しています。例えば、所管地域のうち半数程度の学校をモデル地域とする等、部分的な実施でも可です。また、従来から既に所管地域全体で全校実施している場合も、更なる取組の発展が期待できる取組については本事業の対象となります。

つきましては、令和8年8月4日から8月26日まで、本事業の公募を実施します。（以下の URL より公募情報を確認できます。）ので、本事業への申請について積極的に御検討願います。

なお、予算額を超える申請があった場合など、審査の過程で不採択となる可能性もございますので、その点ご注意ください。

児童生徒に対する性犯罪・性暴力が後を絶たない状況です。「生命（いのち）の安全教育」は、児童生徒に、性暴力とは何かを具体的に教え、万一被害に遭った時は、「No」と言ってよい、逃げてよい、大人に助けを求めてよい、ということを伝える内容となっています。

また、各学校で教材研究を行いながら、授業を行うことで、教員自身が性暴力に対する理解が深まる（※3）とともに、教員と児童生徒の間で性暴力の共通認識を持つことができ、クラスのよりよい人間関係づくりにもつながります。

（※3）独立行政法人教職員支援機構（NITS）では、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しております。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修棟で積極的にご活用ください。

この機会に本委託事業へのご理解をいただき、申請をご検討いただけると幸いです。

なお、本事業への申請の有無に関わらず、全ての児童生徒等が性暴力等に対して適切な行動がとれる力を身に付けることができるよう、全国の学校等で生命（いのち）の安全教育の推進をお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所轄の私立学校法人、保育所、認定こども園及び所管の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに対して（※4）、各指定都市・中核市におかれては、所轄の保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校を設置する公立大学法人を設置する各地方公共団体におかれては、その設置する高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、例えば他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じてご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

（※4）令和8年度においても、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターも応募できる委託事業であるため関係者へ積極的に周知をお願いします。

<公募情報>

文部科学省調達情報ウェブサイト「企画競争・公募等」に掲載しています。下記 URL から確認いただけます。

<https://pf.mext.go.jp/gpo3/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

<文部科学省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」>

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

こちらの Web ページには、「生命（いのち）の安全教育」の教材をはじめ、「生命（いのち）の安全教育」を実施する際に参考となる情報を掲載しております。

<独立行政法人教職員支援機構（NITS）校内研修シリーズ「子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」>

https://www.nits.go.jp/today/20221111_001.html

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画学習室 男女共同参画推進係

電 話：03(6734)2654

Eメール：danjo@mext.go.jp